



第12回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2026年5月27日（水曜日）
午後1時00分
（受付開始 午前12時30分）

開催
場所

東京都港区赤坂五丁目3番1号
赤坂Bizタワー37階 当社会議室

決議
事項

第1号議案 取締役5名選任の件

株式会社ビタブリッドジャパン

証券コード：542A

証券コード 542A
2026年5月12日
(電子提供措置の開始日2026年5月1日)

株 主 各 位

東京都港区赤坂五丁目3番1号
株式会社ビタブリッドジャパン
代表取締役社長CEO **大塚博史**

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第12回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://corporate.vitabrid.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年5月26日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月27日（水曜日）午後1時00分（受付開始 午前12時30分）
2. 場 所 東京都港区赤坂五丁目3番1号赤坂Bizタワー37階 当社会議室
3. 目的事項
報告事項 第12期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員が、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	おおつかひろし 大塚博史 (1978年10月4日生)	2002年4月 (株)大広 入社 2011年5月 大広北京広告有限公社 上海分公司 赴任 2014年4月 当社 入社 2017年5月 当社代表取締役社長CEO 就任 (現任)	— 株
2	せきともひろ 関智洋 (1983年7月13日生)	2007年4月 (株)東京コンサルティングファーム 入社 2008年8月 (株)スペース 入社 2015年5月 (株)アドウェイズ 入社 2020年3月 (株)LIFE CREATE (現 (株)LOIVE) 入社 2021年4月 同社経営企画室長 2022年11月 当社 入社 CFOコーポレート本部長 (現任) 2023年2月 当社取締役 就任 (現任)	— 株
3	しんば しゅん 新馬場 隼 (1991年10月10日生)	2015年4月 (株)ピアラ 入社 2018年5月 当社 入社 2018年9月 当社ビタブリッドCヘア ブランドマネージャー 2020年3月 当社ターミナリアファースト ブランドマネージャー 2023年3月 当社ブランドプロデュース 本部長 (現任) 2023年9月 当社執行役員 就任 2024年5月 当社取締役 就任 (現任)	— 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	みやもとまさえ 宮本雅恵 (1957年7月21日生)	1980年4月 (株)ポーラ化粧品本舗 (現 (株)ポーラ) 入社 2000年7月 同社多様化企画部長 2003年3月 同社カタログ事業部長 2006年11月 (株)イメージ・ブランディング 設立 代表取締役社長 就任 (現任) 2023年2月 当社社外取締役 就任 (現任) 2023年4月 学校法人大正大学 非常勤講師 就任 (現任)	— 株
5	あおきこうじ 青木康治 (1977年8月28日生)	2004年2月 (株)エフエルシー 入社 2005年8月 同社関東・東海統括部長 2006年12月 同社販売戦略室室長 2008年9月 (株)ウォーターダイレクト 入社 直販事業部マネージャー 2009年9月 同社営業部長 2010年4月 ファインスプリングス(株) (現 富士山GXホールディングス(株)) 設立 代表取締役 就任 2012年7月 同社取締役兼マーケティング部長 就任 2012年11月 (株)アクティブソナー (現(株)アシスト) 創業 代表取締役 就任 2021年1月 (株)サムライパートナーズ 入社 プロモーション事業本部長 2023年2月 当社社外取締役 就任 (現任) 2023年8月 (株)Marie. 設立 代表取締役 就任 (現任) 2024年6月 (株)Grand Bleu&Co. 設立 代表取締役 就任 (現任)	— 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、宮本雅恵氏及び青木康治氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、取締役候補者宮本雅恵氏及び青木康治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 宮本雅恵氏を社外取締役候補者とした理由は、大手化粧品メーカーでの化粧品の商品企画開発、女性向けアパレル・ジュエリーブランドの立ち上げに従事後、株式会社イメージ・ブランディングを設立し、長年にわたりコンサルタントとしてモノと人のブランディングを主軸としたブランドの立ち上

げ・商品開発支援、並びに研修の講師として多数の企業に携わってきた専門家としての経験・見識から客観的な視点に基づき適切な会社の業績等の評価を行い、その評価を経営判断に反映することにより、経営の監督とチェック機能、客観性の更なる向上などへの貢献を期待したためであります。

5. 青木康治氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで複数の新規事業開発及び起業から培ったマーケティング及び会社経営の分野における高い見識と豊富な経験を有しており、これらを当社の経営に活かすとともに、独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の牽制機能が強化されることを期待したためであります。
6. 当社は宮本雅恵氏及び青木康治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏が再任された場合、当社は両氏との間の当該責任限定契約を継続いたします。
7. 当社は保険会社と役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。
8. 宮本雅恵氏及び青木康治氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年4か月となります。

以上

事業報告

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、米国の通商政策による影響がみられるものの、雇用・所得環境の改善を背景として、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。個人消費には持ち直しの動きがみられ、設備投資も緩やかな回復傾向が続くなど、国内需要は底堅く推移しております。一方で、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響や、米国の通商政策の動向、金融資本市場の変動など、先行きについては引き続き不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社が属するヘルスケア・スキンケア業界においては、健康志向や美容意識の高まりを背景に、市場は堅調に推移いたしました。一方で、通信販売市場を中心に新規顧客の獲得競争が激化しており、事業環境の変化への適応が求められております。また、機能性表示食品等の安全性や広告表現に対する社会的な信頼性への要求は依然として高く、品質管理体制の構築及びエビデンスに基づいた情報提供が重要となっております。

こうした環境下において、当社は投資効率を踏まえ、商品ごとの収益性に応じた広告運用及び投資配分を行っております。商品別では、主力製品である「ターミナリアファースト」が、引き続き収益基盤として堅調に売上高が伸長し、当社の成長を牽引いたしました。また、商品ポートフォリオの多角化も進展し、「Vitabrid Daily GABA」は売上高を大幅に伸長いたしました。加えて、2025年7月に投入した新商品「アクティブリッチ5」は、販売開始後順調に実績を積み上げており、今後の伸長が期待される商品となっております。チャネル別では、自社EC及びECモールが着実に伸長したことに加え、卸販売が大きく拡大いたしました。利益面においては、前事業年度に発生した紅麹原料を巡る一連の報道等の影響により広告効率が一時的に悪化いたしました。当事業年度においては、消費者動向の回復とともに効率性が改善し、売上高成長を上回る利益成長に寄与いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高15,296,545千円（前期比21.2%増）、営業利益1,022,020千円（前期比45.8%増）、経常利益991,076千円（前期比46.7%増）、当期純利益689,454千円（前期比50.0%増）となりました。

なお、当社はウエルネスケア関連事業の単一セグメントとしており、その他の事業については、重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は16,112千円（建設仮勘定を含む）であります。また、当事業年度における重要な設備の除却・売却はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、将来にわたって成長を継続させ企業価値の向上を実現するために、以下の課題に積極的に対処してまいります。

① 優秀な人財の確保及び育成

当社が持続的な事業成長を目指す上で、優秀な人財を十分に確保し、その人財を育成するとともに、効果的かつ効率的な人員配置と体制整備を行っていくことが重要であると捉えております。

当社では、人物重視の採用を行っており、採用後は各種研修の実施を充実させることにより、人財の育成に努めております。また、リモートワークやフレックスタイム制の導入による働き方の柔軟化等、育児と仕事が両立しやすい環境の整備を進め、全従業員の能力が最大限発揮できる環境作りを行うことで、組織体制の強化に取り組んでまいります。

② 情報管理体制の強化

当社は業務の性質上、多くの顧客の個人情報を持しているため、情報管理が重要課題の一つであると認識しております。この認識のもと、社内規程を整備し、プライバシーマークの認証を維持しており、従業員に対する個人情報の取扱いに関する教育を行うなどの対策を行っております。今後も、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等を実施し、情報管理体制の維持及び強化を図ってまいります。

③ システムの安定性の確保

当社は商品を提供する上でインターネットを通じて提供を行っていることから、システムの安定的な稼働及び技術革新への適切な対応が重要な課題であると考えております。また、システムの安定的な稼働のためには、日常的なメンテナンスが必要であります。継続的なバージョンアップも必要であり、今後も事業規模の拡大を継続していくためには、システム開発体制の増強が課題であると認識しております。

この課題に対応するため、システム開発を迅速に遂行していくためのリソース確保に取り組んでまいります。

④ 認知度・ブランド力の向上

当社では、顧客と直接コミュニケーションをとりながら購入を働きかけるダイレクトマーケティングを行っており、主にインターネット広告を活用し、すべての数字の結果管理を行っております。複数仮説を実検証し、最良のものを基に追加検証していくことで効果の高いマーケティングを行っております。また、当社では継続的に顧客にアンケートを実施し、サービスの改善や拡充に努めております。引き続き、マーケティングの強化や顧客目線のサービスを継続することにより、当社のブランド力やサービスの向上を図ることで、継続的に顧客基盤の拡大に努めてまいります。

⑤ 商品開発力及び品質管理水準の向上

当社では「ビタブリッドC」の成分を含む商品や機能性表示食品である「ターミナリアファースト」など主力ブランドが売上の多くを占めておりますが、近年の競争が激しい国内外の市場環境に対応するためには、顧客ニーズに沿った商品リニューアルやラインナップ拡充等が必要であると認識しております。また、顧客ニーズに沿った商品を適時に提供するためには、開発期間の短縮化が必要であると認識しております。開発にあたっては、当社の従業員が自発的に意見をシェアし、企画に発展するという、柔軟性の高い方法で企画開発を行っていましたが、顧客ニーズを的確に捉えた商品開発を行うため、研究開発部を設置しております。また、当社は「人を想う品質」という考え方のもと、お客様に安全で高品質な製品を継続的に提供することを最優先課題の一つと認識しております。代表取締役社長CEO直下に品質保証担当を設置し、製造委託先との連携を強化することにより、品質管理及び品質保証体制の更なる高度化を推進しております。

⑥ 財務基盤の強化

当社は現時点において財務上の課題は特段認識しておりませんが、商品仕入、広告宣伝費、開発投資及び支払手数料に係る資金については、安定的な事業資金の確保を目的とし、短期的な運転資金が必要となる場合は金融機関からの借入金で充当しております。上場後においては、自己資金、金融機関からの借入に加え、増資資金で賄う等の施策により、財務基盤を強化していく方針であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第9期 (2023年2月期)	第10期 (2024年2月期)	第11期 (2025年2月期)	第12期 (2026年2月期) (当事業年度)
売 上 高	12,530,947千円	11,773,440千円	12,622,305千円	15,296,545千円
経 常 利 益	929,181千円	977,128千円	675,766千円	991,076千円
当 期 純 利 益	647,209千円	718,690千円	459,729千円	689,454千円
1株当たり当期純利益	138.34 円	190.53 円	121.88 円	182.78 円
総 資 産	3,577,301千円	4,169,029千円	5,072,089千円	6,275,798千円
純 資 産	795,911千円	1,514,602千円	2,025,652千円	2,794,788千円
1株当たり純資産額	209.55 円	400.09 円	521.96 円	704.75 円

- (注) 1. 第9期(2022年8月28日)に自己株式を取得しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
3. 当社は、2024年6月1日付で、普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。また、2025年11月1日付で、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、当該株式分割が第9期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

(a) 親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	主要な事業内容
株式会社ベクトル	3,038百万円	95.4%	PR・広告事業

(b) 親会社との取引に関する事項

株式会社ベクトルとの取引につきましては、定期的に契約の見直しを行っております。また、株式会社ベクトルに限らず関連当事者取引等については、経営戦略上又は営業戦略上必要な場合を除き、原則行わないという基本方針であります。関連当事者取引等の実施につきましては、少数株主の保護の観点から、当該取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、当該取引が合理的判断に照らして有効であるか、また、取引条件等は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、かつ、監査役会で審議を行い、取締役会の決議により行う方針であります。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
ウエルネスケア関連事業	ウエルネスケア関連の商品企画・開発・D2C販売

(8) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	東京都港区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
95名	13名増	34歳11ヶ月	3年3ヶ月

(注) 1. 従業員数には、役員を含んでおりません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、当該臨時従業員数（アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員等を含みます）の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	721,653千円
株式会社みずほ銀行	588,800千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,772,000株 (自己株式1,828,000株を除く。)
- (3) 株主数 3名
- (4) 大株主 2名

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ベクトル	3,600,000株	95.4%
HYUNDAI BIOSCIENCE CO., LTD. (常任代理人 行政書士法人中央ライズアクロス)	172,000株	4.6%

(注) 持株比率は自己株式 (1,828,000株) を控除して算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において、当社役員が所有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(第2回新株予約権)

決議年月日	2024年7月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役社長CEO 1 当社取締役 2
新株予約権の数(個)	670(注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 134,000(注) 2、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	13(注) 3、8
新株予約権の行使期間	2027年7月26日～2034年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13 資本組入額 7(注) 8
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき無償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみの行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記3. に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
上記4. に準じて決定する。
7. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

8. 2024年5月16日開催の取締役会決議により、2024年6月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。また、2025年10月14日開催の取締役会決議により、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回 次	個 数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第2回	522個	3名

- (2) 当事業年度中に使用人等に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
(第1回新株予約権)

決議年月日	2022年9月28日		
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社代表取締役社長CEO 1 (注) 1		
新株予約権の数 (個)	92 (注) 2		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 184,000 (注) 2、8		
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	995 (注) 3、8		
新株予約権の行使期間	2022年9月30日～2032年9月30日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格	995	
	資本組入額	498 (注) 8	
新株予約権の行使の条件	(注) 4		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6		

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき40,000円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調

整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合は除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所における株式公開市場（特定取引所金融商品市場を除く）に上場された場合にのみ新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 995円（ただし、上記3.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 995円（ただし、上記3.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されてい

ない場合、995円（ただし、上記3.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が995円（ただし、上記3.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記2.に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記5. に準じて決定する。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
8. 2024年5月16日開催の取締役会決議により、2024年6月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。また、2025年10月14日開催の取締役会決議により、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位及び担当	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	大 塚 博 史	
取締役CFO	関 智 洋	コーポレート本部長
取締役	新馬場 隼	ブランドプロデュース本部長
取締役	宮 本 雅 恵	株式会社イメージ・ブランディング 代表取締役社長 学校法人大正大学 非常勤講師
取締役	青 木 康 治	株式会社Marie. 代表取締役 株式会社Grand Bleu&Co. 代表取締役
常勤監査役	荒 井 久美子	
監査役	遠 藤 優 太	シエプラス税理士法人 所長
監査役	青 木 美 佳	株式会社クオンツ総研ホールディングス 社外取締役 株式会社M&A総合研究所 社外取締役 宇賀神国際法律事務所 パートナー
監査役	後 藤 洋 介	株式会社ベクトル 代表取締役副社長CFO

- (注) 1. 取締役宮本雅恵氏、取締役青木康治氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役荒井久美子氏、監査役遠藤優太氏、監査役青木美佳氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役宮本雅恵氏、取締役青木康治氏、監査役荒井久美子氏、遠藤優太氏及び青木美佳氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役遠藤優太氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役青木美佳氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 当社では、経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、次のとおりであります。

役 職 名	氏 名
執行役員 事業基盤本部長	小 黒 祥 平

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役及び社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約は、被保険者が、会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2026年1月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績、他社水準、従業員給与の水準等を考慮し、総合的に勘案したうえで、報酬諮問委員会の答申を経て取締役会で決議しております。なお、役員賞与については、当社の業績に基づき、別途支給を検討し報酬諮問委員会の答申を経て取締役会にて決議しております。なお、監査役については監査役の協議で決定しております。

また、当社は、2026年5月1日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の変更を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

変更後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値向上に資するインセンティブとして機能することを目的とし、(i) 成長ステージに応じた報酬設計、(ii) 健全な企業家精神を発揮するための動機付けすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行を担当する取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、変動報酬として業績連動報酬（役員賞与）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

当社は、取締役の報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性をより一層高めることに

より、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させるため、取締役会の諮問機関として委員長を独立社外取締役かつ委員の過半数を独立役員で構成する任意の報酬諮問委員会を設置しており、取締役の報酬等の方針及び個人別報酬額については、同委員会における審議・確認による答申に基づき、取締役会において決定しております。

報酬等の種類			支給対象	
			社内取締役※	社外取締役
固定報酬	金銭報酬	基本報酬	●	●
変動報酬	金銭報酬	業績連動報酬 (役員賞与)	●	—

※社内取締役とは、当社取締役のうち社外取締役以外の業務執行を担当する取締役をいいます。

(固定報酬)

基本報酬 (対象者：全取締役)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位と職責に応じた職務遂行状況を促すための報酬として、同業他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して毎年定時株主総会の翌月を初月とする報酬テーブルの見直しを行い決定するものとしております。

(変動報酬)

業績連動報酬 (役員賞与) (対象者：社内取締役)

各事業年度の業績向上に向けた意欲的なインセンティブと位置付け、同業他社業績水準、前年度実績 (売上高) に対する業績貢献及び単年度予算計画 (営業利益) の達成度に対応した達成評価等を総合的に鑑み支給額を決定し、年に1回当該事業年度終了後の一定の時期に支給することとしております。当該内容の決定においては、取締役会にて、経営環境の変化に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

ロ. 報酬等の割合

中長期的な企業価値・株主価値の向上に重きを置いた報酬体系とするため、固定報酬の総額を100としたときに、業績連動報酬 (役員賞与) が20%~70%となる割合を目安として設定します。

ハ. 個人別報酬等の内容の決定方法

取締役の個人別報酬額等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲において報

酬諮問委員会において審議し、同委員会の答申に基づき、取締役会決議で決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2025年10月27日開催の臨時株主総会において総額（年額）2億3,000万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）であります。なお、役員報酬とは別枠で2024年5月27日開催の第10回定時株主総会において、当社取締役3名（社外取締役を除く）に対して、企業価値・株主価値の向上への意欲や士気を高め、株主と株価を意識した経営を推進することを目的としたストックオプションとして年額2億4,000万円以内の範囲で発行する旨決議されております。

監査役の金銭報酬の額は、2023年2月15日開催の臨時株主総会において総額（年額）3,200万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	199,492 (14,400)	107,412 (14,400)	30,000 (-)	62,080 (-)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	11,400 (11,400)	11,400 (11,400)	- (-)	- (-)	3 (3)

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権であり、上記表の「非金銭報酬等」の欄には、当事業年度に係る株式報酬費用として計上した額を記載しております。
2. 当事業年度の業績連動報酬等にかかる業績指標は営業利益であり、営業利益9億円からの超過分の25%を原資とし、総額30百万円以内かつ支給後において当事業年度の業績予想を下回らないことなどを条件としております。営業利益を選択した理由は、売上高成長と広告等投資のバランスを加味した上で、インセンティブとして明確な指標となると判断しているからであります。なお、当事業年度の当社の営業利益は10億22百万円です。
3. 上記には、無報酬の監査役を含めておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- (a) 社外取締役宮本雅恵氏は、株式会社イメージ・ブランディングの代表取締役社長を兼職しております。当社と兼職先の間には、重要な取引その他の関係はありません。
- (b) 社外取締役青木康治氏は、株式会社Marie.及び株式会社Grand Bleu & Co.の代表取締役を兼職しております。当社と兼職先の間には、重要な取引その他の関係はありません。
- (c) 社外監査役遠藤優太氏は、シェプラス税理士法人の所長を兼職しております。当社と兼職先の間には、重要な取引その他の関係はありません。
- (d) 社外監査役青木美佳氏は、株式会社クオントス総研ホールディングスの社外取締役、株式会社M&A総合研究所の社外取締役及び宇賀神国際法律事務所のパートナーを兼職しております。当社と兼職先の間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	宮 本 雅 恵	19回中19回	—	主に大手化粧品メーカーでの化粧品の商品企画開発、コンサルタントとしてのブランディング等に関する高い見識と豊富な経験から当社の経営に関し適宜助言を行うなど社外取締役として期待される役割・職責を十分に発揮しております。
社外取締役	青 木 康 治	19回中19回	—	主に複数の新規事業開発、起業から培ったマーケティング及び会社経営等に関する高い見識と豊富な経験から当社の経営に関し適宜助言を行うなど社外取締役として期待される役割・職責を十分に発揮しております。
社外監査役	荒 井 久美子	19回中19回	16回中16回	主に取締役及び監査役として培われた高度な経営に関する見識と豊富な経験を有しており、当社の経営に関し独立性・客観性のある立場から発言・助言を行うなど、監査・監督機能を果たしております。
社外監査役	遠 藤 優 太	19回中19回	16回中16回	主に公認会計士及び税理士としての経験と高い専門性を有しており、当社の経営に関し独立性・客観性のある立場から発言・助言を行うなど、監査・監督機能を果たしております。
社外監査役	青 木 美 佳	14回中14回	13回中13回	主に弁護士としての高い専門性と豊富な経験及び企業法務に関する高い専門性を有しており、当社の経営に関し独立性・客観性のある立場から発言・助言を行うなど、監査・監督機能を果たしております。

(注) 社外監査役青木美佳氏につきましては、2025年5月28日就任後の状況を記載しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項及び第2項の同意をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、東陽監査法人に対し、会計監査人から引受事務幹事会社への書簡及び財務諸表等以外の財務情報に関する調査結果報告書作成業務にかかる報酬等として1,000千円が2027年2月期の費用として発生しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2018年11月に「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定しております。その後、2025年10月27日の臨時取締役会にて一部改定いたしました。その概要は以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、当社の役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するために「コンプライアンスポリシー」を遵守するとともに、当社の代表取締役社長CEOは、その精神を使用人に反復伝達します。
- (b) 当社は、監査役監査基準及び内部監査規程により、当社の法令及び定款の適合性評価を行っております。
- (c) 当社は、コンプライアンス・リスク委員会、稟議制度、契約書類の法務審査制度、内部監査及び法律顧問による助言等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、当社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 情報セキュリティについて「情報システム運用管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立します。
- (b) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程、個人情報保護規程、インサイダー取引防止規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は「コンプライアンスポリシー」「コンプライアンス・リスク管理規程」を上位規範として、多様化するリスクに備えて、リスク管理の統括責任者を代表取締役社長CEOとし、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制を構築しております。
- (b) 取締役会において当社の重要案件について情報共有等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努めます。
- (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長CEOを統括責任者として全社的な対策を検討する体制を確保します。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社は、原則として毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。
 - (b) 当社は、組織規程及び職務権限規程を制定させ、当社の取締役の担当職務、取締役・使用人等の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化しております。又、稟議システムを整備し、機動的な意思決定を図っております。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制（使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項を含む）
- 監査役会からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置致します。取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。又、当社は、監査役を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を役員及び使用人に周知徹底します。
- ⑥ 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含みます）
- (a) 取締役会又は従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備します。
 - (b) 当社は、「監査役監査基準」により、監査役が何時でも当社の取締役及び従業員に対して営業の報告を求め、会社の業務及び財産の状況を調査することができる体制を確保するとともに、当社の取締役が会社に著しく損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告をしなければならないものとしております。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項を含みます）
- (a) 当社の代表取締役社長CEOは、監査役会と定期的に情報交換を行うものとし、当社の経営の状況に関する情報の共有化を図っております。
 - (b) 当社の監査役より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合は、当該要請に基づき、代表取締役社長CEOが直接対応し、その詳細につき報告を行います。

(c) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にあたっては、他部門の干渉を受けないものとし、当社は、監査役との協議により、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。

(b) 当社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

⑨ 反社会的勢力を排除する管理体制

当社は「コンプライアンスポリシー」において、暴力団や総会屋などの反社会的勢力との取引の未然防止体制を構築し、不当請求には断固として拒絶し・いかなる利益供与も行わないことを基本方針としております。また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。今後も反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めていくとともに、社内研修等においてマニュアルで定めた内容等の周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めてまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

① 内部統制全般

内部統制の有効性及び業務実態の適正性について、代表取締役社長CEOが任命した内部監査責任者が「内部監査規程」に基づき実施しております。内部監査人は、年間内部監査計画に基づき、業務活動の法令・定款・社内規程の遵守、効率性及び会社財産の保全に資することを目的として、その達成のために必要とする事項に関し、当社の業務全般にわたって内部監査を実施いたしました。監査結果については、代表取締役社長CEO及び監査役への報告を行っております。

② コンプライアンス

当社の取締役及び使用人に対し、入社時のコンプライアンスに関する研修、インサイダー取引規制に関する研修、個人情報保護に関する研修などを実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。また、リスク管理の観点から、コンプライアンス違反行為等を把

握するため、内部通報制度を設けております。

③ リスク管理

当社は、「コンプライアンス・リスク管理規程」の定めに基づきコンプライアンス・リスクに関する事項について協議及び審議等を行うため、コンプライアンス・リスク委員会を設置しております。代表取締役社長CEOを委員長として、常勤取締役、執行役員、コーポレート本部長、事業戦略部マネージャー（内部監査担当）、法務部マネージャー、事務局をもって構成され、常勤監査役はオブザーバーとして参加しており、原則として四半期ごとに1回以上開催しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。現時点では、当社は成長過程にあると認識しており、事業の拡充や組織体制の整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、配当を実施しておりません。当社では、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には継続的かつ安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。現時点において配当の実施時期等については未定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨て、比率(持株比率を除く)は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,925,926	流動負債	3,377,280
現金及び預金	3,219,736	買掛金	192,257
売掛金	872,517	短期借入金	1,199,996
商品及び製品	1,333,662	1年以内返済予定長期借入金	206,724
貯蔵品	58,938	未払金	1,265,358
前渡金	291,924	未払費用	50,235
前払費用	163,232	未払法人税等	232,341
その他	21,779	契約負債	100,942
貸倒引当金	△35,865	預り金	5,169
固定資産	349,871	ポイント引当金	9,903
有形固定資産	138,425	その他の	114,352
建物及び構築物	101,785	固定負債	103,729
工具、器具及び備品	116,223	長期借入金	103,729
建設仮勘定	28,461	負債合計	3,481,009
減価償却累計額	△108,044	(純資産の部)	
無形固定資産	50,220	株主資本	2,658,305
ソフトウェア	50,220	資本金	105,000
投資その他の資産	161,225	資本剰余金	35,000
破産更生債権等	27,511	資本準備金	35,000
長期前払費用	1,359	利益剰余金	4,337,165
繰延税金資産	126,703	その他利益剰余金	4,337,165
その他	33,162	繰越利益剰余金	4,337,165
貸倒引当金	△27,511	自己株式	△1,818,860
		新株予約権	136,482
		純資産合計	2,794,788
資産合計	6,275,798	負債・純資産合計	6,275,798

損益計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		15,296,545
売上原価		3,191,487
売上総利益		12,105,058
販売費及び一般管理費		11,083,037
営業利益		1,022,020
営業外収益		
受取利息	5,336	
還付加算金	61	
リサイクル収入	232	
損害賠償金収入	1,636	
その他	459	7,726
営業外費用		
支払利息	19,624	
上場関連費用	18,230	
その他	816	38,671
経常利益		991,076
特別損失		
固定資産除却損	233	
減損損失	22,702	22,935
税引前当期純利益		968,140
法人税、住民税及び事業税	331,451	
法人税等調整額	△52,765	278,685
当期純利益		689,454

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から)
(2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2025年3月1日残高	105,000	35,000	35,000
事業年度中の変動額			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			
事業年度中の変動額合計	-	-	-
2026年2月28日残高	105,000	35,000	35,000

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
2025年3月1日残高	3,647,711	3,647,711	△1,818,860	1,968,851	56,801	2,025,652
事業年度中の変動額						
当期純利益	689,454	689,454		689,454		689,454
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				-	79,681	79,681
事業年度中の変動額合計	689,454	689,454	-	689,454	79,681	769,136
2026年2月28日残高	4,337,165	4,337,165	△1,818,860	2,658,305	136,482	2,794,788

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法（ただし一括償却資産は3年間の均等償却）

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年

工具、器具及び備品 2～15年

無形固定資産……………定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金……………将来のポイント使用による費用発生に備えるため、当事業年度末未使用ポイント残高に使用実績割合を乗じた金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 当社は、健康美容関連商品を顧客に納品する義務を負っております。当該履行義務は納品完了時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

② 当社は、会員顧客向けのポイントプログラムを運営しており、付与したポイントは履行義務として識別し、利用実績率を考慮して算定した販売価格を算定して取引価格を配分することで、契約負債の金額を算定しております。契約負債は、ポイントの利用時及び失効時に取り崩しを行い、収益を認識しております。履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は、通常1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金額要素の調整は行っておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度にかかる計算書類に重要な影響をおよぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(棚卸資産の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	1,333,662千円
--------	-------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、収益性の低下の事実を適切に反映するように、品目ごとの使用期限を基に販売見込みの低い棚卸資産の金額を評価損として算出しております。

② 主要な仮定

収益性の低下による帳簿価額切下げ額は、期末日時点の使用期限までの期間を踏まえた販売見込額に基づいて算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の見積り及び仮定について、景気動向や顧客ニーズの変化等の外部環境の変動によって影響を受ける可能性があり、販売見込額が想定を下回った場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債務 4,180千円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高 33,478千円

(2) 減損損失

当事業年度において、以下のとおり減損損失を計上いたしました。

① 減損損失を認識した資産の概要・金額

場所	用途	種類	金額 (千円)
本社 (東京都港区)	事業用資産	ソフトウェア	22,702

② 減損損失に至った経緯

事業用資産について投資額の回収が見込むことが困難になったため、減損損失を認識しております。

③ 資産のグルーピングの方法

当社は、内部管理上、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を基準として資産のグルーピングを行っております。

④ 回収可能額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、使用価値はゼロとして算定しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	5,600,000株
------	------------

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,828,000株
------	------------

(3) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	318,000株
------	----------

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	49,204千円
------	----------

未払事業税	14,203千円
-------	----------

貸倒引当金	19,653千円
-------	----------

資産除去債務	20,058千円
--------	----------

減価償却超過額	7,100千円
---------	---------

その他	16,483千円
-----	----------

繰延税金資産合計	<u>126,703千円</u>
----------	------------------

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上していない固定資産として、リースにより使用しているコンピューター及びその周辺機器等があります。

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、事業運営の基盤となる運転資金の資金調達については自己資金による充当を基本としておりますが、短期的な運転資金が必要となる場合には銀行借入により必要資金を調達しております。

なお、デリバティブ取引等の投機的な取引については、外貨建の営業取引等に対するリスク回避等の明確な目的がない限り行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び預り金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスクの管理

当社は、得意先ごとの財務状況を個別把握し、与信枠設定及び債権残高管理を実施するとともに、得意先の定期的なモニタリングを実施し、得意先の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 市場リスクの管理

当社の借入金に係る支払金利は変動金利であり、金利変動リスクに晒されております。

(c) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、手元流動性の維持を目的として当社コーポレート本部において年次予算を基礎に予実分析を行うとともに、手元資金の残高推移を月次ベースで定期検証し、取締役会への報告を行うことで、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する可能性があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
長期借入金 (*2) (1年以内に返済予定のものを含む)	310,453	310,453	—

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 長期借入金は、変動金利が適用されており、金利は一定期間ごとに更改される条件となっております。時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,219,736	—	—	—
売掛金	872,517	—	—	—
合計	4,092,254	—	—	—

(注2) 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,199,996	—	—	—	—	—
長期借入金	206,724	103,729	—	—	—	—
合計	1,406,720	103,729	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	310,453	—	310,453
負債計	—	310,453	—	310,453

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

時価は、長期借入金については変動金利が適用されており、当該金利は一定期間ごとに見直される条件となっております。このため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられることから、当該帳簿価額をもって時価とし、レベル2の時価に分類しております。

12. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

13. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ウエルネスケア関連事業
自社EC	13,219,771
ECモール	883,001
卸・その他	1,193,772
合計	15,296,545

(注) 当社は、ウエルネスケア関連事業の単一セグメントとしており、その他の事業については重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

当社の契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
契約負債（期首残高）	150,759
契約負債（期末残高）	100,942

契約負債は、当社が付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、150,715千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社の残存履行義務に配分した取引価格は、「収益認識に関する会計基準」第80-22項 (1) 及び (2) の実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する注記を省略しております。

14. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

15. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	704円75銭
1株当たり当期純利益	182円78銭

(注) 当社は2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

16. 重要な後発事象に関する注記

(一般募集による自己株式の処分)

当社は、2026年4月2日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2026年2月27日開催及び2026年3月13日開催の取締役会において、次のとおり自己株式の処分を決議し、2026年4月1日に払込が完了いたしました。

(1) 募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）

(2) 処分する株式の種類及び数：普通株式 1,640,000株

(3) 処分価格：1株につき 1,370円

一般募集はこの価格にて行いました。

(4) 引受価額：1株につき 1,260.40円

この価額は当社が引受人より1株当たりの自己株式の処分にかかる払込金として受け取った金額であります。なお、処分価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(5) 発行価格の総額：2,246,800千円

(6) 引受金額の総額：2,067,056千円

(7) 払込期日：2026年4月1日

(8) 資金の用途：成長フェーズの既存商品の広告宣伝費・販売促進費の一部に充当、新商品の開発・テストマーケティング・上市後の広告宣伝費・販売促進費の一部に充当

17. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月17日

株式会社ビタブリッドジャパン
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	稲野辺 研
指定社員 業務執行社員	公認会計士	石川 裕樹
指定社員 業務執行社員	公認会計士	林 隆二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビタブリッドジャパンの2025年3月1日から2026年2月28日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査するとともに、外部委託倉庫に保管されている棚卸資産については、棚卸立会を実施し数量及び保管状況の確認を行いました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」〔(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を監査に関する品質管理基準〕（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月20日

株式会社ビタブリッドジャパン 監査役会

常勤監査役（社外） 荒井 久美子 ㊟

監査役（社外） 青木 美佳 ㊟

監査役（社外） 遠藤 優太 ㊟

監査役 後藤 洋介 ㊟

以上

